

公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領

平成 19 年 1 月 30 日

名古屋市公立大学法人評価委員会決定

本実施要領は、「公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針」(平成 19 年 1 月 30 日決定)に基づき、公立大学法人名古屋市立大学(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)について必要な事項を定める。

1 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画の記載項目(小項目)ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、名古屋市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)において検証・評価を行う。
- (3) 「項目別評価」において、大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、その特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとする。
この場合において、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の内容、教育の実施体制及び学生への支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とし、公立大学として地域社会とより密接な連携が求められる社会貢献、附属病院等の項目については、具体的な項目等に関し、法人と協議のうえ、達成状況の評価を行うものとする。
- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (5) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価(案)を法人に示すとともに、評価(案)に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

2 項目別評価の具体的方法

(1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価

法人による自己点検・自己評価

業務実績報告書において、年度計画の小項目ごとの達成状況について ~ の 4 段階で評価し、実施状況及び判断理由を記述する。また、特記事項として法人としての特色ある取り組みや未達成の事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等について積極的に記述する。

なお、業務実績報告書を提出する際には、学生等に対するアンケート結果や法人の経営審議会等の外部委員の意見など、評価の際に参考となる資料についても、必要に応じて添付するものとする。

- ：年度計画を上回って実施している
- ：年度計画を順調に実施している
- ：年度計画を十分には実施していない
- ：年度計画を実施していない、または大幅に下回っている

評価委員会による自己評価の検証・評価

年度計画の小項目ごとに法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と異なる場合には判断理由等を示す。

評価委員会による大項目の評価

年度計画の小項目ごとの評価と特記事項の記述をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価を行うとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

- S：特筆すべき進行状況（特に認める場合）
- A：計画どおり（すべて ～ ）
- B：おおむね計画どおり（ ～ が9割以上）
- C：やや遅れている（ ～ が9割未満）
- D：重大な改善事項あり（特に認める場合）

(2)大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、その特性に配慮すべき項目についての取扱い

法人による自己点検

業務実績報告書において、年度計画の小項目ごとに自己点検を行い、事業の外形的・客観的な進捗状況を記述する。また、特記事項として法人としての特色ある取り組みや未達成の事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等について積極的に記述する。

評価委員会による進捗状況の確認

法人の業務実績報告書に基づき、年度計画の小項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

3 全体評価の具体的方法

- (1)評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価を行う。
- (2)全体評価においては、教育研究等の質を向上し、名古屋市立大学の存在意義を高める特色ある取り組み、社会貢献、国際貢献等社会に開かれた取り組み、学長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営を目指した取り組みなど、法人化を契機とする大学改革の取り組みを積極的に支援し、評価するものとする。